

大阪府訪問看護ネットワーク事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、訪問看護ステーションの連携体制構築及び規模拡大・機能強化を推進し、訪問看護ステーションの基盤整備を行うことにより、訪問看護サービスの向上を図るため、予算の定めるところにより、大阪府訪問看護ネットワーク事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大阪府補助金交付規則（昭和45年10月1日付け大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 「訪問看護」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第4項に規定する訪問看護とする。

2 「訪問看護ステーション」とは、法第41条第1項本文の指定を受けた者で、法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者（法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院・診療所を除く。）をいう。

(交付の対象事業)

第3条 この補助金は、次の補助事業及び間接補助事業を交付の対象とする。

(1) 訪問看護相互連携事業

訪問看護ステーションと他の訪問看護ステーション、介護事業所、医療機関等が相互に連携し、訪問看護サービス向上を図る事業

(2) 訪問看護ステーション規模拡大推進事業

訪問看護ステーションの経営の安定化と、24時間対応、緊急訪問、重症度の高い患者の受入れ等を増やすため、訪問看護ステーションの大規模化・機能強化を推進する事業

ア 訪問看護連携システム導入支援事業

イ 事務職員等の雇用支援事業

ウ 特定行為研修等の代替職員確保支援事業

エ ピアカウンセリング支援事業

オ 機能強化支援事業

カ 土日営業体制確保事業

2 補助対象となる補助事業は、前項(1)及び(2)の事業を実施する訪問看護ステーションの募集、選定及び補助金交付に関する事業並びに(2)のエ、オの事業とする。

3 補助対象となる間接補助事業は、第1項(1)及び(2)のア、イ、ウ、カの事業とする。

(補助対象事業者及び間接補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、大阪府知事が適当と認める者（以下「補助事業者」という。）とする。

2 間接補助対象事業者は、府内の訪問看護ステーション（以下「間接補助事業者」という。）とする。

(補助対象経費)

第5条 この要綱による補助の対象経費は、別表1の第1欄に定める事業内容を実施するために必要な別表1の第2欄に定める経費とする。

2 この要綱による間接補助の対象経費は、別表2の第2欄に定める事業を実施するために必要な別表2の第3欄に定める経費とする。

(補助金及び間接補助金交付額の算定方法)

第6条 補助金交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の第3欄に定める基準額と前条に規定する経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- (3) (2)により選定された額に別表1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

2 間接補助金交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表2の第4欄に定める基準額と前条に規定する経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- (3) (2)により選定された額に別表2の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(間接補助事業者の募集、選定及び間接補助金の交付)

第7条 補助事業者は、間接補助事業者の募集、選定及び間接補助金の交付を行う。

2 その募集及び選定にあたっては、訪問看護サービスの向上を図る本事業の目的を広く周知する説明会を開催し、本事業が効果的に実施できるよう適正な事業者の選定を行うこと。

(補助金及び間接補助金の交付申請)

第8条 規則第4条第1項の申請は、補助事業者にあつては、次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

- (1) 大阪府訪問看護ネットワーク事業費補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 大阪府訪問看護ネットワーク事業計画書(第1号様式の2)
- (3) 要件確認申立書(第1号様式の3)
- (4) 暴力団等審査情報(第1号様式の4)
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 ただし、前項(3)及び(4)の提出書類について、補助事業者が次の団体であるときは、提出を要さない。

- (1) 地方独立行政法人
- (2) その他、知事が認めるもの

3 規則第4条第1項の申請は、間接補助事業者にあつては、次に掲げる書類を添えて、補助事業者に提出することにより行わなければならない。

- (1) 大阪府訪問看護ネットワーク事業費補助金交付申請書(別表2第1号様式)
- (2) その他補助事業者が必要と認める書類

(経費配分の軽微な変更等)

第9条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、「2以上の事業費目に係る配分額のいずれか20パーセント以内で配分額の流用を行うとする場合」の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、「事業費の額の20パーセント以内の増減の場合」の変更とする。

3 規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府訪問看護ネットワーク事業費補助金補助事業(経費配分変更・内容変更・中止(廃止))承認申請書(第1号様式の5)に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第10条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助事業及び間接補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業及び間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業及び間接補助事業の完了の日（補助事業及び間接補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。
- (3) 補助事業及び間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。
- (4) この補助金及び間接補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (5) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を府に納付しなければならない。
- (7) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業及び間接補助事業の完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第4号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者及び間接補助事業者が全国的に事業を展開する団体の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部は、府に納付しなければならない。

（申請の取下げ）

- 第11条 補助金及び間接補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受領した日から起算して30日以内に限り、当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金及び間接補助金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（実績報告）

- 第12条 規則第12条の規定による報告は、補助事業者にあつては、次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了後30日以内（同条後段の規定により提出する場合にあつては、当該会計年度の翌年度の4月30日まで）に、知事に提出することにより行わなければならない。
- (1) 大阪府訪問看護ネットワーク事業費補助金実績報告書（第2号様式）
 - (2) 大阪府訪問看護ネットワーク事業実績報告書（第2号様式の2）
- 2 規則第12条の規定による報告は、間接補助事業者にあつては、次に掲げる書類を添えて、間接補助事業の完了後30日以内（同条後段の規定により提出する場合にあつては、当該会計年度の翌年度の4月10日まで）に、補助事業者に提出することにより行わなければならない。
- (1) 大阪府訪問看護ネットワーク事業費補助金実績報告書（別表2第2号様式）
 - (2) その他補助事業者が必要と認める書類

（補助金及び間接補助金の交付）

- 第13条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定した額の

全部又は一部を概算払いにより交付する。

- 2 前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金請求書（第3号様式）に係書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、規則第13条の規定による間接補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、補助事業者は、間接補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。
- 4 前項ただし書きの規定による間接補助金の交付を受けようとする間接補助事業者は、間接補助金請求書（別表2第3号様式）に係書類を添付して、補助事業者に提出しなければならない。

（検査）

第14条 知事又は補助事業者は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めるときは補助事業者又は間接補助事業者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者又は間接補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は 平成27年1月26日から施行し、平成26年12月24日から適用する。

この要綱は 平成28年4月1日から施行する。

この要綱は 平成29年4月1日から施行する。

この要綱は 平成30年4月1日から施行する。

別 表 1

1 事業内容	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
間接補助事業の対象となる、訪問看護相互連携事業及び訪問看護ステーション規模拡大推進事業（ア、イ、ウ、カ）を実施する訪問看護ステーションの募集、選定及び補助金交付事務等の実施	間接補助事業者の募集、選定、補助金交付事務等及び間接補助事業の推進に要する経費（報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金）	大阪府知事が必要と認めた額（当該年度予算額）	10分の10
訪問看護ステーションの規模拡大推進事業（エ）に関する事業の実施 エ ピアカウンセリング支援事業	訪問看護ステーションの管理者、事務担当者等に対する研修・コンサルテーション等の実施に必要な経費（報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）	大阪府知事が必要と認めた額（当該年度予算額）	10分の10
訪問看護ステーションの規模拡大推進事業（オ）に関する事業の実施 オ 機能強化支援事業	訪問看護ステーションの管理者等に対する研修・コンサルテーション等の実施に必要な経費（報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）	大阪府知事が必要と認めた額（当該年度予算額）	10分の10

別表 2

1 事業分類	2 事業区分	3 対象経費	4 基準額	5 補助率
(1) 訪問看護相互連携事業	訪問看護相互連携事業 ※1	相互連携に必要なITシステム等の整備に要する経費(備品購入費)	1事業所当たり 300千円 ※2	2分の1
		相互連携に必要な施設の改修に要する費用(施設整備費)	1事業所当たり 450千円 ※2	3分の1
		相互連携の企画及び運営経費(人件費等)	1事業所当たり 300千円	2分の1
(2) 訪問看護ステーション規模拡大推進事業	ア 訪問看護連携システム導入支援事業 ※1	訪問看護ステーションの規模拡大・機能強化に必要な適正規模の訪問看護連携システムを導入・利用するための経費(需用費、委託料、使用料及び賃借料)	1事業所当たり 500千円	10分の10
		訪問看護連携システムのデータ入力・参照利用端末(モバイル端末を含む)を購入するための経費(備品購入費)	1事業所当たり 175千円 ただし、端末1台当たり35千円とし、1事業所当たり5台までとする	2分の1
	イ 事務職員等の雇用支援事業 ※1	訪問看護ステーションの統合、事務処理の統一・共同化するために必要な事務職員等の雇用経費(報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費)又は、事務職員等を派遣している会社に支払う派遣料金(上記雇用経費の範囲内)	1事業所当たり 3,060千円 ※3により算出された額	2分の1
	ウ 特定行為研修等の代替職員確保支援事業	訪問看護ステーションに勤務する看護職員が特定行為研修等の長期にわたる研修を受講し、看護実践能力を高めるために必要な代替職員の雇用経費(報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費)又は、代替職員を派遣している派遣会社に支払う派遣料金(上記雇用経費の範囲内)	1事業所当たり 1,020千円 ※3により算出された額	2分の1
	カ 土日営業体制確保事業 ※1	訪問看護ステーションが新たに土日営業するために必要な看護職員等の雇用経費(報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費)又は、看護職員等を派遣している派遣会社に支払う派遣料金(上記雇用経費の範囲内)	1人当たり 780千円 かつ 1事業所当たり2人まで ※4により算出された額	2分の1

- ※1 別表2の(1)、(2)のア、イ、カの各間接補助事業は、1事業所につき、事業初年度1回限りとする。
- ※2 備品購入費と施設整備費の間接補助金交付額は合計150千円までとする。
- ※3 $(2 \text{ 千円} \times \text{従事時間総数}) + (1 \text{ 千円} \times \text{従事日数})$
ただし、従事時間総数は、1日につき8時間を超えないこととし、紹介手数料は含まない。
- ※4 $(2 \text{ 千円} \times \text{従事時間総数}) + (1 \text{ 千円} \times \text{従事日数})$
ただし、従事時間総数及び従事日数は、土曜日、日曜日、祝日が対象であり、紹介手数料は含まない。